

食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツ等の流通について

1 事件の概要

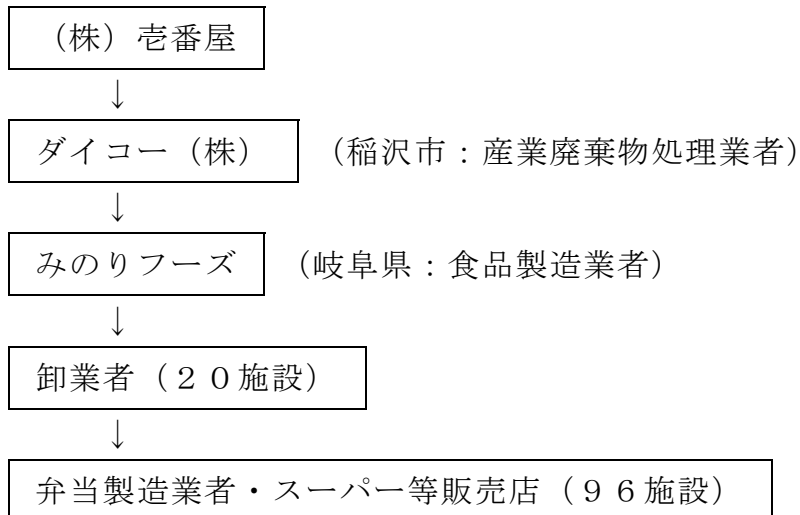
平成27年1月12日（火）、異物混入の恐れがあるとして（株）壺番屋（一宮市）が産業廃棄物処理業者に廃棄を委託したビーフカツが、スーパーで販売されていることが判明した。

調査の結果、当該産業廃棄物処理業者はダイコー（株）（稲沢市）で、当該業者が廃棄を行わず、不正に流通させたものであることが明らかとなった。

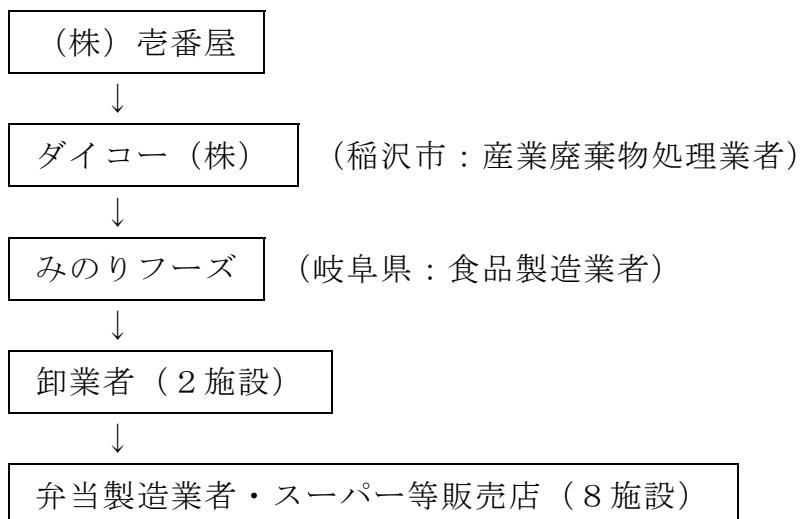
その後の調査で、ダイコー（株）から、みのりフーズ（岐阜県羽島市）に商品が流通し、複数の業者を経由してスーパーや弁当製造業者に製品が流通していることが明らかとなった。

2 ビーフカツ等の流通状況

（1）ビーフカツ



（2）チキンカツ



3 愛知県の対応

<健康福祉部関係>

- 流通状況の調査。
- 取扱施設に対し指導票を交付する等して指導を実施。
- 当該品を発見した場合は、購入した店舗に返品するよう呼びかけ。
- 当該品を発見しても喫食しないよう、またすでに食べてしまった場合で、体調不良がある場合は医療機関を受診するよう呼びかけ。
- 保健所及び食品関係 12 団体に対し、以下の点を通知（平成 28 年 1 月 20 日付け）。
 - ・食品の仕入れに当たり、流通経路等に少しでも疑義が生じた場合は、決して当該食品を取り扱わないこと。
 - ・容器包装に入った食品については、食品表示法に基づく表示が必要であることから、適切な表示がされていない場合は、決して当該食品を取り扱わないこと。
 - ・消費者に容器包装に入った食品を販売する場合は、食品表示法に基づく適切な表示がされていることを確認し、表示が不適な食品は決して販売しないこと。
 - ・食品残渣、規格外食品等の廃棄物については、関係法令に基づき、適切に処理すること
 - ・不正な流通等が疑われる場合は、保健所等に相談すること。
- 環境部及び県内・近隣自治体と情報交換、情報共有。
- 県民からの有症状等情等の申し出はない。

<環境部関係>

- ダイコー（株）の立入調査。
- ダイコー（株）及びみのりフーズに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条に基づく報告を指示。
- 県が所管する産業廃棄物処理会社全 54 社に立入検査を実施。
- ダイコー（株）に廃棄物処理法に基づく改善命令（平成 28 年 2 月 29 日付け）。